

現場代理人の兼任要件緩和について

前提 今回の対応は、令和5年7月豪雨による災害復旧工事を円滑に進めるためのものであり、時限的対応であること。現場代理人は、契約に基づき設置されているもので、請負契約ごとに1名が原則である。

【現行の兼任要件の緩和制度】



- ・ ABC工事は、合計額8,500万円です。兼任要件（3件、9,000万円未満）を充足。
- ・ 災害復旧工事D1件（金額不問）を枠外として、兼任可能。

【唐津市特例】

災害復旧工事（金額不問）について、枠外とする件数を3件とし、総兼任件数を最大6件まで可能とする。



- ・ 災害復旧工事DEFは、すべて金額不問で枠外とするが、唐津市においてのみ兼任可能。
(ABCD工事の4件を兼任する場合は、現行の要件に合致する。)

【その他】

適用期間：既に措置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和7年4月1日以後令和8年3月31日までに公告、指名通知又は見積依頼を行う工事に適用する。